

議案第7号

令和4年度八潮市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度八潮市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和5年2月28日提出

八潮市長 犬山 忍

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター事業委託料	令和4年度から 令和5年度まで	75,200千円

債務負担行為で翌年度以降にわたる
支出額又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額	
		期 間	金 額
地域包括支援センター事業 委託料 (令和4年度)	75,200		

ものについての前年度末までの
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
令和4年度から 令和5年度まで	75,200	52,428			22,772